

答申第31号

鎌倉審査第 11 号

平成12年 9 月 5 日

鎌倉市長 竹内 謙 様

鎌倉市公文書公開審査会

会長 若杉 明

公文書一部公開決定に対する異議申立てについて(答申)

平成11年2月1日付けで諮問(第36号)された「土地境界査定の結果について
(No. 66117・環号622181)」の一部公開決定の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

「土地境界査定の結果について（No66117、環審622181）」の決裁文書（以下「本件文書」という。）を一部公開処分としたことは妥当である。

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件文書を鎌倉市長が平成10年12月28日付けで一部公開とした処分の取り消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次のとおりである。

ア 公図記載の個人名について

当該情報は、公図には個人名の記載はないとしても、土地登記簿等と照合することにより容易に了知できる範囲の情報であり、個人情報該当性の要件である「知られたいと望むことが正当である」情報には当たらず、鎌倉市公文書公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項第1号の適用除外事項細目基準ただし書アの(1)公証についての情報に準ずるものである。また、市販の明細地図には土地所有者の個人名は記載されており、個人情報であっても既に公開されているものについては、あえて非公開とする理由には該当しない。

イ 土地境界査定書類中の地権者の住所・氏名・印影について

当該土地境界査定承諾書は、同地の公道の境界査定の基礎を成すものであり、公道の位置、内容を確定しようとするものであるからその手続きの内容とそれが適正であるか否かを具体的に明らかにする上で不可欠な本請求部分は、条例第6条第1項第1号の適用除外事項細目基準ただし書ウの要件に当たるものと思料する。

3 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明を総合すると、本件文書を一部公開とした理由は、次のとおりである。

(1) 本件文書について

本件文書は、鎌倉市土地境界査定取扱規則に基づく、土地の境界確定業務を遂行するために作成される資料で、土地境界査定の結果についての決裁文書である。

(2) 条例第6条第1項第1号該当性について

ア 公図写しに記載の個人名については、土地の所有関係を表す情報で、特定の個人が識別されるとともに、その資産の内容も知り得る情報であるため、条例第6条第1項第1号本文に該当するので非公開とした。

なお、異議申立人によると、この情報は同号ただし書アの「法令の規定により閲覧することができる」とされている情報」に該当するとして公開を求めているが、本件文書は、鎌倉市土地境界査定取扱規則に基づく業務遂行のため作成された内部資料であり、公開を前提とした不動産登記簿などとは異なるものと考えており、これらの文書は法令の範疇に入らない。

イ 土地境界査定承諾書における土地所有者の住所・氏名・印影、作業調書のうちの関係者氏名及び隣接土地所有者調書のうちの土地所有者の住所・氏名については、特定の個人が識別されるとともに、その資産の内容も知り得る情報であり、さらに境界の査定について承諾するかどうかという個人の意思に関わる情報でもあるため、条例第6条第1項第1号本文に該当するものとして非公開とした。

また、本件文書は、同号ただし書ウの開発行為あるいは建築許可申請のような法令に基づいて行われる許可や届出などとは異なる事務に基づいて作成された資料であると考え、同号ただし書ウの「公開することが公益上必要と認められるもの」とは認められない。

4 審査会の判断理由

(1) 本件文書について

本件文書は、鎌倉市土地境界査定取扱規則に基づく業務によって作成されたもので、境界査定結果についての伺書、土地境界査定図、土地境界査定承諾書、作業調書、土地境界査定願書、土地所有者調書、案内図及び公図写しからなる決裁文書である。

(2) 条例第6条第1項第1号該当性について

ア 条例第6条第1項第1号本文は、「個人についての情報（事業を営む個人の当該事業についての情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。」については、公開しないことができる旨規定している。これは個人についての情報を原則的に非公開にすることによって、個人に基本的人権を確実に保障しようとするものである。

イ 本件文書のうち、土地境界査定承諾書には土地所有者の住所・氏名・印影、作業調書には関係者氏名、土地所有者調書には土地所有者の住所・氏名が記載されており、また公図写しには土地所有者名が書き込まれているが、これらの情報は、同号本文の「特定の個人が識別される情報」に該当するものと認められる。

したがって、条例第6条第1項第1号本文に該当するものと判断する。

(3) 条例第6条第1項第1号ただし書ア及びウの該当性について

ア 条例第6条第1項第1号ただし書の規定は、「何人でも法令の規定により閲覧することができる」とされている情報については、誰もが合法的に知り得ることから公開するものである。

イ 異議申立人は、公図写しに書き込まれた土地所有者名は不動産登記簿と照合することによって判明する情報で、非公開とする理由はないと主張するが、これらの情報は、査定事務の遂行上職員が調査し作成した内部資料であり、条例適用除外事項細目基準の「公証についての情報」とは異なるものと解する。

ウ 同号ただし書ウの規定は、「法令の規定により行われた許可、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの」については公開するものである。

エ 土地境界査定承諾書、作業調書、土地所有者調書等は、鎌倉市土地境界査定取扱規則に基づく業務を遂行する上で作成された文書で、個人の意思に関わる情報である。異議申立人は、土地境界査定承諾書の地権者の住所・氏名は、公道の位置を確定する手続きの内容が適正であるか否かを具体的に明らかにする上で公益上必要であるとしているが、本件における境界の決定に当たっては、隣接地権者全員の同意を得ており、その後、特に隣接地権者からの異議もなく、また、公開すべきその他公益上の特別な理由があるとは認められない。

オ 以上のことから、条例第6条第1項第1号ただし書ア及びウには該当しないものと判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

(別紙)

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
11. 2. 1	諮問（諮問第36号）
2. 8	実施機関に対し「一部公開拒否理由説明書」の提出要請
3. 5	実施機関から「一部公開拒否理由説明書」を受理
3. 10	異議申立人に「一部公開拒否理由説明書」写しの送付 及び「意見書」の提出要請
3. 26	異議申立人から「意見書」を受理
3. 30	実施機関に「意見書」写しを送付
12 5. 24	諮問内容を事務局から説明
6. 14	審議（異議申立人から意見陳述を受ける） （実施機関から一部公開拒否理由の説明を聴取）
7. 25	審議
8. 28	審議
9. 5	答申